

**ローカルエアラインで結ぶ観光市場活性化事業・広報クリエイティブ委託業務
公募型プロポーザル募集要綱**

1 目的

県内空港の国内就航路線の航空会社及び就航先DMO等と連携し、就航県相互に観光地の魅力を見出し、情報発信や旅行商品化の促進など観光市場の活性化を図る「ローカルエアラインで結ぶ観光市場活性化事業」において、効果的な広報戦略を推進する。

2 募集の概要

(1) 業務名

ローカルエアラインで結ぶ観光市場活性化事業・広報クリエイティブ委託業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり。

- ① オウンドメディアの構築及び運営
- ② SNSを活用したプロモーション
- ③ 観光コンテンツのクリエイティブ（制作）

(3) 業務期間

契約締結日（令和2年12月上旬予定）から令和3年3月31日（水）まで

(4) スケジュール

令和2年11月18日（水）～20日（金） 参加募集及び質問受付
令和2年11月26日（木） 参加表明書提出締め切り
令和2年12月2日（水） 企画提案書提出締め切り
令和2年12月7日（月） 審査結果通知

3 プロポーザルの参加資格

本案件への応募者は、次に掲げる各号の全てに該当するものとする。

- (1) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体等でないこと
- (2) 兵庫県の入札参加資格制限の基準（地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に基づく）による資格制限を受けていない団体等であること
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続き開始の申し立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
- (4) 民事再生法（平成11年法第225号）の再生手続開始の申し立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画許可決定がなされていない者
- (5) 事業の実施にあたり、当本部との打ち合わせなどに適切に対応できること
- (6) 業務内容について守秘義務を遵守できること
- (7) 複数の者がグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること
 - ア 代表者を選出し、応募等委託者とのやり取りについては代表者が行うこと
 - イ 申請書の記名押印等については、全ての構成者が行うこと。
 - ウ 申請については、1者につき1提案に限る。また、グループの構成者は他のグループの構成者となり又は単独で申請を行うことはできない。

なお、代表者及びその構成者は上記の（１）～（７）のすべてを満たすこととする。

4 参加表明書の提出

応募を希望する者は、提出書類に必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。

（１）提出書類

- | | |
|-------------------------|----|
| ア 参加表明書（様式第１号） | １部 |
| イ 会社概要及び業務実施体制調書（様式第２号） | １部 |
| ウ 暴力団の排除に関する誓約（様式第３号） | １部 |

※ 様式については、提出日時点において記載すること。

（２）受付期間・時間

令和２年11月18日（水）から11月26日（木）まで（土日を除く。）の９時から17時までとする。

（３）提出先

本文書末記の提出先に持参、電子メール又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は申請受付期間内必着とする。

（４）提出書類の配布方法

公益社団法人ひょうご観光本部のホームページに掲載する。

5 企画提案説明会について

企画提案説明会は実施しない。

6 質疑応答

（１）質疑応答

ア 提出方法

質問は質問書（様式第４号）により、電子メールで送信するものに限る。また、必ず受信を電話で確認すること。なお、電話による質疑は一切受け付けない。

イ 受付期間・受付時間

令和２年11月18日（水）から11月20日（金）までの９時から17時までとする。

ウ 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

（２）回答

電子メールで回答する。なお、回答は参加者全員に知らせる場合がある。

7 応募者が１者である場合の措置

（１）応募者が１者であっても、企画審査を実施する。

（２）応募者がいなかった場合は、再度公告し、参加表明に関する書類の提出期限を延長する。

この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

8 提案書の提出

(1) 提案書

ア 企画提案書（提案書表紙：様式第5号、本文：様式任意）

以下の観点を踏まえてご提案ください。

- ①四半期ベースで推進する本プロジェクトの計画に沿ったものであること。
- ②オウンドメディアを活用し、本プロジェクト専用WEBサイトを構築すること。
- ③就航先間で市民観光アンバサダーを募集・人材管理のうえ、アンバサダーを活用した広報連携を実施すること。

イ 見積書・内訳書

- ・見積額の根拠となる業務項目ごとの内訳書（様式第6号）を合わせて提出すること。
- ・見積書の中に内訳を含める場合は、様式第6号の業務項目ごとの内訳がわかるように記載すること。

(2) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

(3) 受付期間・時間

令和2年11月18日（水）から12月2日（水）まで（土日を除く。）の9時から17時までとする。

(4) 提出先及び提出方法

本文書末記の提出先に持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、提出受付期間内必着とする。

電子メールによる場合は、提案書正本及び副本をそれぞれ1つのファイルに統合のうえ、その容量は10MB以下とすること。また、電子メールによる提出の場合は、事前に電話により連絡すること。

(5) 注意事項

ア サイズは原則A4版とし、左上1箇所をホチキス止めすること。

イ 当本部が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

9 委託金額

3,300,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

なお、提案者の提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額はプロポーザル実施後に別途締結する委託契約書によるものとし、提案者が提示した額とは必ずしも一致しない。

10 選定方法

(1) 審査及び評価の観点

下記①～⑦に示す評価の観点に基づき企画提案の内容、事業の実施能力等を選考委員会で書面審査の上、最優秀提案者を選定する。

なお、審査結果については、参加者に対して電子メールにて速やかに通知するとともに、公益社団法人ひょうご観光本部のホームページで公表する。（令和2年12月上旬を予定）

- ① 業務遂行に必要な実施体制となっているか。
- ② 当該事業遂行に必要な知識やネットワークを有しているか。

- ③ 過去の類似の事業実績があるか。
- ④ 履行期間内に業務を着実に遂行できるスケジュールとなっているか。
- ⑤ 事業費の積算は妥当か。
- ⑥ 企画内容は参加者に有意義な内容となっているか。

(2) 注意事項

事業実施においては、提案内容をベースに実施することとするが、内容及び時期については、協議のうえ変更する場合がある。

11 その他

- (1) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (2) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (3) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提案内容の著作権は提案者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。
- (5) 企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること。
- (6) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。
- (7) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (8) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
- (9) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届(様式第7号)を提出すること。

【提出、問合せ先】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁第1号館7階
 公益社団法人ひょうご観光本部 担当：堀、足立
 TEL：078-361-7661 FAX：078-361-7662
 Eメール：hori@hyogo-tourism.jp/adachi@hyogo-tourism.jp